

駒場団地自治会環境整備専門部会運営細則

(目的)

第1条 本会は、生活環境の向上を図るために、駒場団地区域内外の生活環境に関する情報収集、調査、監視等を継続的に行い、対策等を検討し、その成果を役員会に反映させるとともに、必要に応じて役員会を補佐することを目的とする。

(名称)

第2条 第2条 本会は、駒場団地自治会環境整備専門部会と称する。

(部会及び委員)

第3条 本会の委員は、役員会及び部会役員の推薦により次のように定める。以下の全員で部会を構成する。

・部会長 1 名 ・部会書記 1 名

・委員 数名 ・自治会役員 数名

自治会役員は部会に出席し、役員会との連携を密にする。

尚、新たに委員となるものは、自治会役員会の承認を受けるものとする。

(部会長等の選出)

第4条 部会長及び部会書記は委員の互選による、自治会役員が兼務することも妨げない。

(委員の任務)

第5条 委員の任務を次のとおり定める。

(1) 部会長は部会を統括し、部会書記は議事録の作成を行なう。

(2) 委員は本会の運営に参画・審議し、種々の活動に寄与する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、原則として2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第7条 本会の会議を次のとおり定める。

委員会：四半期毎の開催を目途とする。

臨時部会：自治会役員及び委員が緊急な事態が発生したと認識した場合に開催する。

(議決)

第8条 委員会の運営は、出席者相互の話し合いを重んじる。

(会計)

第9条 本会の運営に必要な経費は、駒場団地自治会の予算に計上する。

(細則の改廃)

第10条 本細則の改廃は、委員会の意向を尊重して駒場団地自治会役員会において行うものとする。

附則

- 1 本会は、第14回駒場団地自治会総会の決議に基づき設置したものである。
- 2 本運営細則は、1989(平成1)年4月9日に遡って施行する。
- 3 本運営細則は、1989(平成1)年4月9日に施行したものを改定し、2005(平成17)年4月1日より施行する。
- 4 本運営細則は、2005(平成17)年4月1日に施行したものを改定し、2010(平成22)年4月5日より施行する。
- 5 本運営細則は、2010(平成22)年4月5日に施行したものを改定し、2024(令和6)年4月1日より施行する。